



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*80 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
(人事課)

### ○ 人事委員会規則

- \*30 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- \*31 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*32 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*33 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- \*34 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*35 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*36 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
- \*37 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
- \*38 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
- \*39 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
- \*40 一般の任期付研究員等の給料月額切替えに関する規則
- \*41 職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

\*42 教育職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

\*43 警察官の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

\*44 一般職の任期付研究員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

\*45 特定任期付職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

### ○ 教育委員会規則

- \*19 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*20 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*21 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
- \*22 市町村立学校職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

## 規 則

### 和歌山県規則第80号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。  
別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

### 別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700

	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
	38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
	39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
	40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
	41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
	42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
	43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
	44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
	45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
	46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
	47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
	48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
再	49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
	50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
	51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
	52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
任	53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
	54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
	55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
	56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000

用	57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
	58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
	59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
	60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
職	61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
	62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
	63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
	64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
員	65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
	66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
	67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
	68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
以	69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
	70	204,200	253,800	284,900	316,000	368,700
	71	204,700	254,400	285,700	316,500	369,300
	72	205,300	255,000	286,500	317,000	369,900
外	73	205,900	255,500	287,400	317,300	370,400
	74	206,600	256,000	288,200	317,800	371,000
	75	207,300	256,500	289,000	318,300	371,600
	76	208,100	257,000	289,800	318,800	372,200
の	77	208,500	257,600	290,600	319,100	372,700
	78	209,200	258,100	291,200	319,500	373,300
	79	209,900	258,600	291,800	319,900	373,900
	80	210,600	259,100	292,400	320,300	374,500
職	81	211,300	259,500	292,900	320,800	375,000
	82	212,000	259,800	293,500	321,200	375,600
	83	212,700	260,100	294,100	321,600	376,200
	84	213,400	260,400	294,700	322,000	376,800
員	85	214,100	260,800	295,200	322,400	377,300
	86	214,800	261,200	295,800	322,800	377,900
	87	215,500	261,600	296,400	323,200	378,500
	88	216,200	262,000	297,000	323,600	379,100
	89	216,800	262,200	297,400	323,900	379,600
	90	217,400	262,600	297,900	324,300	380,200
	91	218,000	263,000	298,400	324,700	380,800
	92	218,600	263,400	298,900	325,100	381,400
	93	219,100	263,800	299,400	325,400	381,900
	94	219,600	264,200	299,900	325,800	
	95	220,100	264,600	300,400	326,200	
	96	220,600	265,000	300,900	326,600	
	97	221,200	265,200	301,300	326,900	
	98	221,700	265,500	301,800	327,300	
	99	222,200	265,700	302,300	327,700	
	100	222,700	266,000	302,800	328,100	
	101	223,300	266,400	303,200	328,400	
	102	223,900	266,700	303,600		
	103	224,500	267,000	304,000		
	104	225,100	267,300	304,400		
	105	225,500	267,600	304,800		

106	226,000	267,900	305,200		
107	226,500	268,200	305,600		
108	227,000	268,500	306,000		
109	227,400	268,800	306,400		
110	227,900	269,100	306,800		
111	228,400	269,400	307,200		
112	228,900	269,700	307,600		
113	229,400	270,000	307,900		
114	229,900	270,300	308,300		
115	230,400	270,600	308,700		
116	230,900	270,900	309,100		
117	231,300	271,200	309,400		
118	231,700	271,500	309,800		
119	232,100	271,800	310,200		
120	232,500	272,100	310,600		
121	232,900	272,300	310,900		
122		272,600	311,300		
123		272,900	311,700		
124		273,200	312,100		
125		273,300	312,300		
126		273,600	312,700		
127		273,900	313,100		
128		274,200	313,500		
129		274,300	313,700		
130		274,600	314,100		
131		274,900	314,500		
132		275,200	314,900		
133		275,300	315,100		
134		275,600			
135		275,900			
136		276,200			
137		276,300			
再任用職員	192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

別表第 1 の 2 (第 2 条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 141,900	円 203,800	円 226,000	円 247,300	円 279,200

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
( 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正 )
- 2 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成21年和歌山県規則第27号 ) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「受けていた」の次に「職務の級の号給 ( 地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号 ) 第28条の4又は第28条の5の規定により採用された職員 ( 以下「再任用職員」という。 ) にあっては、その者が属していた職務の

級) に対応する附則別表の」を加える。

附則第3項中「地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号 ) 第28条の4又は第28条の5の規定により」を「再任用職員として」に、「施行日の前日に採用されたとした場合にこの規則による改正前の現業職員の給与に関する規則 ( 以下「改正前の規則」という。 ) の規定を適用したとしたならばその者に支給されることとなる」を「その者が属する職務の級に対応する附則別表の」に改める。

附則第5項第2号中「改正前の規則」を「この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表 ( 第 2 項関係 )

職員 の 区 分	職 務 の 級 号	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	126,800	185,800	222,900	261,900	289,200
	2	127,900	187,600	224,800	264,000	291,500
	3	129,000	189,400	226,700	266,000	293,800
	4	130,100	191,200	228,500	268,100	296,100
	5	131,200	192,800	230,200	270,200	298,200
	6	132,300	194,600	232,100	272,300	300,500
	7	133,400	196,400	234,000	274,400	302,800
	8	134,500	198,200	235,800	276,500	305,100
	9	135,600	200,000	237,500	278,600	307,300
	10	136,700	201,800	239,400	280,700	309,600
	11	137,900	203,600	241,200	282,800	311,900
	12	139,000	205,400	243,100	284,900	314,200
	13	140,100	207,000	244,900	287,000	316,400
	14	141,200	208,900	246,800	289,100	318,600
	15	142,300	210,800	248,600	291,200	320,800
	16	143,400	212,700	250,400	293,300	323,000
	17	144,500	214,600	252,200	295,400	325,200
	18	145,900	216,500	254,200	297,500	327,300
	19	147,200	218,400	256,200	299,600	329,400
	20	148,500	220,300	258,200	301,700	331,400
	21	149,800	222,000	260,100	303,800	333,500
	22	151,300	223,900	262,000	305,900	335,600
	23	152,800	225,800	263,900	308,000	337,700
	24	154,400	227,700	265,700	310,100	339,800
	25	155,700	229,300	267,700	312,100	341,700
	26	157,200	231,100	269,600	314,200	343,700
	27	158,700	232,800	271,500	316,300	345,700
	28	160,200	234,600	273,400	318,400	347,700
	29	161,600	236,100	275,300	320,400	349,600
	30	164,300	237,600	277,200	322,500	351,500

	31	166,900	239,100	279,100	324,600	353,400
	32	169,500	240,600	281,000	326,700	355,300
	33	172,200	242,100	282,700	328,600	357,200
	34	173,900	243,600	284,600	330,600	359,000
	35	175,600	245,100	286,500	332,700	360,800
	36	177,300	246,700	288,400	334,800	362,600
	37	178,800	248,000	290,100	336,700	364,500
	38	180,600	249,600	291,900	338,700	365,900
	39	182,400	251,200	293,700	340,700	367,400
	40	184,200	252,800	295,500	342,700	368,900
	41	185,800	254,200	297,400	344,600	370,400
	42	187,300	255,600	299,100	346,500	371,600
	43	188,800	257,000	300,800	348,400	372,800
	44	190,300	258,400	302,500	350,300	374,000
再	45	191,600	259,700	304,200	352,200	375,000
	46	192,900	261,100	305,900	353,800	375,900
	47	194,200	262,500	307,600	355,400	376,800
任	48	195,500	263,900	309,300	357,000	377,700
	49	196,900	265,200	310,800	358,700	378,700
	50	198,200	266,400	312,400	359,900	379,500
	51	199,500	267,700	314,000	361,100	380,300
用	52	200,800	269,000	315,600	362,300	381,100
	53	202,000	270,100	317,300	363,300	382,000
	54	203,300	271,400	318,900	364,400	382,700
	55	204,600	272,700	320,500	365,400	383,400
	56	205,900	274,000	322,100	366,500	384,100
職	57	207,100	275,200	323,600	367,400	384,800
	58	208,200	276,300	324,800	368,100	385,500
	59	209,300	277,400	326,000	368,800	386,200
	60	210,400	278,500	327,200	369,500	386,900
員	61	211,600	279,700	328,300	370,100	387,400
	62	212,600	280,700	329,300	370,800	388,100
	63	213,600	281,700	330,200	371,500	388,800
	64	214,600	282,700	331,200	372,200	389,500
以	65	215,400	283,700	332,100	372,700	390,000
	66	216,400	284,600	332,900	373,400	390,700
	67	217,300	285,500	333,700	374,100	391,400
	68	218,300	286,400	334,500	374,800	392,100
外	69	219,200	287,400	335,400	375,300	392,600
	70	220,200	288,200	336,100	376,000	393,300
	71	221,200	289,000	336,800	376,700	394,000
	72	222,200	289,800	337,500	377,400	394,700
の	73	223,000	290,600	338,000	377,900	395,200
	74	224,000	291,100	338,600	378,600	395,900
	75	225,000	291,600	339,200	379,300	396,600
	76	226,100	292,100	339,800	380,000	397,300
職	77	226,900	292,500	340,200	380,500	397,800
	78	227,700	292,900	340,700	381,100	398,500
	79	228,500	293,300	341,200	381,700	399,200
	80	229,300	293,700	341,700	382,300	399,900

員	81	230, 100	294, 000	342, 200	383, 000	400, 400
	82	230, 800	294, 400	342, 700	383, 600	401, 100
	83	231, 500	294, 800	343, 200	384, 200	401, 800
	84	232, 200	295, 200	343, 700	384, 800	402, 500
	85	233, 000	295, 500	344, 200	385, 500	403, 000
	86	233, 800	295, 900	344, 700	386, 100	
	87	234, 600	296, 300	345, 200	386, 700	
	88	235, 400	296, 700	345, 700	387, 300	
	89	236, 100	297, 000	346, 100	388, 000	
	90	236, 800	297, 400	346, 600	388, 600	
	91	237, 500	297, 800	347, 100	389, 200	
	92	238, 200	298, 200	347, 600	389, 800	
	93	239, 000	298, 400	347, 900	390, 500	
	94	239, 700	298, 800	348, 400		
	95	240, 400	299, 200	348, 900		
	96	241, 100	299, 600	349, 400		
	97	241, 900	299, 800	349, 700		
	98	242, 400	300, 200	350, 200		
	99	242, 900	300, 600	350, 700		
	100	243, 400	301, 000	351, 200		
	101	243, 700	301, 200	351, 500		
	102		301, 600	351, 900		
	103		302, 000	352, 300		
	104		302, 400	352, 700		
	105		302, 600	353, 200		
	106		303, 000	353, 600		
	107		303, 400	354, 000		
	108		303, 800	354, 400		
	109		304, 000	354, 900		
	110		304, 400	355, 300		
	111		304, 800	355, 700		
	112		305, 200	356, 100		
	113		305, 400	356, 600		
	114		305, 800			
	115		306, 200			
	116		306, 600			
	117		306, 800			
	118		307, 100			
	119		307, 400			
	120		307, 700			
	121		308, 100			
	122		308, 400			
	123		308, 700			
	124		309, 000			
	125		309, 400			
再任用職		186, 500	214, 200	258, 600	278, 900	294, 500

員

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第30号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項各号中「調整基本額」の次に「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該調整基本額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第3項関係）

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第31号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
（教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項各号中「調整基本額」の次に「（高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該調整基本額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第3項関係）

職務の級	号 給
1 級	1号給から52号給まで
2 級	1号給から32号給まで

- 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号から第4号までの規定中「額」の次に「（職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。



附則別表 (附則第 3 項関係)

給料表	職務の級	号給
高等学校等教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
中学校教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで

和歌山県人事委員会規則第32号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

別表第2中「12,500円」を「12,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成18年和歌山県人事委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

附則第3項各号中「調整基本額」の次に「(警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、当該調整基本額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表 (附則第 3 項関係)

職務の級	号給
1 級	1 号給から52号給まで
2 級	1 号給から44号給まで
3 級	1 号給から32号給まで
4 級	1 号給から16号給まで

- 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成19年和歌山県人事委員会規則第11号) の一部を次のよう

に改正する。

附則第3項第1号から第4号までの規定中「額」の次に「(警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表 (附則第 3 項関係)

職務の級	号給
1 級	1 号給から52号給まで
2 級	1 号給から44号給まで
3 級	1 号給から32号給まで
4 級	1 号給から16号給まで

和歌山県人事委員会規則第33号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (平成19年和歌山県人事委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号から第4号までの規定中「額」の次に「(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表 (附則第 3 項関係)

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第34号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第7のエの表中

「
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
」

を

「
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
」

に

改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第35号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項第5号中「並び」を「並びに」に改める。

第5条第1号中「100分の150」を「100分の140」に、「100分の185」を「100分の190」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(学校給食法第7条に規定する職員に対する期間の算定の特例)」を付する。

附則第3項に見出しとして「(平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率の特例措置)」を付する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第36号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(7) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第82号。以下この号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員以外の職員で、平成21年改正条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の規定により施行日にその者が受けることとなる給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの

第2条第1項中「(昭和28年和歌山県条例第51号)」を削り、同項第1号から第3号までの規定及び第4号ア中「相当する額」の次に「(施行日において職員であって適用され

る給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を加え、同号イ中「給料月額」の次に「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「(施行日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第3条第1項中「給料月額に相当する額」の次に「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条、第3条関係)

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第37号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第86号。以下この号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員以外の職員で、平成21年改正条例の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の規定により施行日にその者が受けることとなる給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの

第2条第1項中「(昭和28年和歌山県条例第52号)」を削り、同項第1号から第3号までの規定及び第4号ア中「相当する額」の次に「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同号イ中「給料月額」の次に「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同項第5号中「(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「条例」という。)」を削り、「応じた額」の次に「に100分の99.85を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

第3条第1項中「給料月額に相当する額」の次に「(施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 2 条、第 3 条関係)

給料表	職務の級	号給
高等学校等教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
中学校教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第38号**

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (6) 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第88号。以下この号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる警察官以外の警察官で、平成21年改正条例の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の規定により施行日にその者が受けることとなる給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの

第2条第1項中「(昭和29年和歌山県条例第21号)」を削り、同項第1号、第2号及び第3号ア中「相当する額」の次に「(施行日において警察官であってその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同号イ中「給料月額」の次に「(施行日において警察官であつてその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあつては、当該給料月額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同項第4号中「(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。)」を削り、「応じた額」の次に「に100分の99.85を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

第3条第1項中「給料月額に相当する額」の次に「(施行日において警察官であつてその職務の級及び号給がそれぞれ別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の警察官にあつては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 2 条、第 3 条関係)

職務の級	号給
1 級	1 号給から52号給まで
2 級	1 号給から44号給まで
3 級	1 号給から32号給まで
4 級	1 号給から16号給まで

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第39号**

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中マを削り、ヨをロとし、モからユまでを

りからレまでとし、メをラとし、その前に次のように加える。

ヨ 特定任期付職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第45号）

第2条第13号中ムをユとし、その前に次のように加える。

ヤ 一般職の任期付研究員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第44号）

第2条第13号中ミをモとし、その前に次のように加える。

メ 一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第40号）

第2条第13号中ホをムとし、ノからへまでをフからミまでとし、ネをヒとし、その前に次のように加える。

ハ 警察官の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第43号）

第2条第13号中ヌをノとし、ニをネとし、ナをヌとし、トをニとし、その前に次のように加える。

ナ 教育職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第42号）

第2条第13号中テをトとし、ツをテとし、チをツとし、タをチとし、ソの次に次のように加える。

タ 職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第41号）

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第40号**

一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第84号）附則第2項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第85号）附則第2項に規定する職員の平成21年12月1日（以下「施行日」という。）における給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \frac{\text{その者の施行日の前日に給料月額}}{\text{施行日の前日におけるその1号給下位の号給と}} \\ & \text{おける} \quad \text{施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額} \\ & \text{の者に適用される給料表の最高の号給との差額} + \text{施行日における} \end{aligned}$$

その者に適用される給料表の最高の号給の額

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
（一般職の任期付職員等の給料月額の変更に関する規則の廃止）
- 一般職の任期付職員等の給料月額の変更に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第13号）は、廃止する。

**和歌山県人事委員会規則第41号**

職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

（改正条例附則第2項に掲げる額を調整額に含めない職員）

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第82号。以下「改正条例」という。）附則第2項の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第23条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（平成21年6月1日（同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第23条第1項後段又は第24条第1項後段の規定の適用を受けたもの）にあっては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員

として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける職員
- (2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成21年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。

3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 2 職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第48号)は、廃止する。

#### 和歌山県人事委員会規則第42号

教育職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に掲げる額を調整額に含めない職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第86号。以下「改正条例」という。)附則第2項の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(平成21年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の教育職員の給与に関する条例第19条第1項後段又は第20条第1項後段の規定の適用を受けたものにおいて、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員
- (2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和

<p>42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員</p> <p>(6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員</p> <p>(7) 特別職に属する和歌山県の職員</p> <p>(8) 国又は他の地方公共団体の職員</p> <p>(9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者</p> <p>(10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者 (特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)</p> <p>第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。</p> <p>2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成21年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。</p> <p>3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。 (端数計算)</p> <p>第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (雑則)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。 (教育職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)</p> <p>2 教育職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第49号)は、廃止する。</p>	<p>和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二</p> <p>警察官の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (改正条例附則第2項に掲げる額を調整額に含めない警察官)</p> <p>第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第88号。以下「改正条例」という。)附則第2項の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された警察官のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第1項後段の規定の適用を受ける警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した警察官(平成21年6月1日(同日前1か月以内に退職した警察官であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例による改正前の警察職員の給与に関する条例第21条第1項後段又は第22条第1項後段の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、警察官から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き警察官となった者であって、当該期間の全期間が警察官として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の警察官とする。</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員</p> <p>(2) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける職員</p> <p>(3) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長</p> <p>(4) 警察職員の給与に関する条例の適用を受ける警察職員のうち警察官以外の警察職員</p> <p>(5) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員</p> <p>(6) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員</p> <p>(7) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員</p> <p>(8) 特別職に属する和歌山県の職員</p> <p>(9) 国又は他の地方公共団体の職員</p> <p>(10) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者</p> <p>(11) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者</p>
<p>和歌山県人事委員会規則第43号</p> <p>警察官の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。</p> <p>平成21年11月30日</p>	

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに警察官となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第8号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成21年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き警察官となった者以外のものとする。

3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに警察官となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、警察官の平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(警察官の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 警察官の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第50号)は、廃止する。

#### 和歌山県人事委員会規則第44号

一般職の任期付研究員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

一般職の任期付研究員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第3項に掲げる額を調整額に含めない一般職の任期付研究員)

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第84号。以下「改正条例」という。)附則第3項の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当を支給された一般職の任期付研究員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に

支給する期末手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第82号)による改正後の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段の規定の適用を受ける一般職の任期付研究員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)までの期間引き続き在職した一般職の任期付研究員以外の一般職の任期付研究員とする。

(端数計算)

第2条 改正条例附則第3項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、一般職の任期付研究員の平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(一般職の任期付研究員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 一般職の任期付研究員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第52号)は、廃止する。

#### 和歌山県人事委員会規則第45号

特定任期付職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

特定任期付職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第3項に掲げる額を調整額に含めない特定任期付職員)

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第85号。以下「改正条例」という。)附則第3項の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当を支給された特定任期付職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第82号)による改正後の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第86号)による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第88号)による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)



第21条第1項後段の規定の適用を受ける特定任期付職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)までの期間引き続き在職した特定任期付職員以外の特定任期付職員とする。

(端数計算)

第2条 改正条例附則第3項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定任期付職員の平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(特定任期付職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 特定任期付職員の平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第51号)は、廃止する。

**教育委員会規則**

**和歌山県教育委員会規則第19号**

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「11,800円」を「11,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

附則別表(附則第3項関係)

給 料 表	職務の級	号 給
小学校、中学校等教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
高等学校等教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで

**和歌山県教育委員会規則第20号**

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則第3項各号中「調整基本額」の次に「(小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該調整基本額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表(附則第3項関係)

職務の級	号 給
1 級	1 号給から52号給まで
2 級	1 号給から44号給まで

3 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成19年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号から第4号までの規定中「額」の次に「(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附則の次に次の附則別表を加える。

平成21年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7のウの表中

34	
35	
36	
37	
37	
38	
38	
39	
39	
40	

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (6) 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第87号。以下この号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日（以下

「施行日」という。）の前日において受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員以外の職員で、平成21年改正条例の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の規定により施行日にその者が受けることとなる給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの

第2条第1項中「（昭和28年和歌山県条例第53号）」を削り、同項第1号から第3号までの規定及び第4号ア中「相当する額」の次に「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同号イ中「給料月額」の次に「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同項第5号中「市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。）別表第1から第3の給料表」を「市町村立学校職員給与条例給料表」に改め、「応じた額」の次に「に100分の99.85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第3条第1項中「人事交流により」を「人事交流等により」に改め、「給料月額に相当する額」の次に「（施行日において職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、その額に100分の99.85を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

給 料 表	職務の級	号 給
小学校、中学校等教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
高等学校等教育職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで

	2 級	1 号給から32号給まで
学校栄養職員給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
事務職員給料表 (市町村立学校職員の給与に関する条例第10条第2項において準用する行政職給料表)	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第22号

市町村立学校職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成21年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に掲げる額を調整額に含めない職員)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第87号。以下「改正条例」という。)附則第2項の教育委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第86号。以下「教育職員改正条例」という。)による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段の規定の例によることとされる職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(平成21年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について教育職員改正条例による改正前の教育職員の給与に関する条例第19条第1項後段又は第20条第1項後段の例によることとされたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は

人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の職員とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員
- (2) 教育職員の給与に関する条例の適用を受ける職員
- (3) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (4) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 教育委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者  
(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の教育委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者又は教育委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらを「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者は、平成21年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。

3 改正条例附則第3項の教育委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項

に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、市町村立学校職員の平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。